

令和2年度 厚木市障害者協議会 第3回 実務者会議

日時	令和2年7月30日(木) 午後2時～午後4時
書記	厚木市障がい者基幹相談支センター
場所	厚木市保健福祉センター6階 ホール
出席者	厚木市身体障害者福祉協会、厚木市手をつなぐ育成会、厚木市自閉症児者親の会、精神保健福祉促進会フレッシュ厚木、厚木地区知的障害者施設連絡会(事務局厚木精華園)、厚木市障害者福祉事業所連絡会(かがやき作業所)、厚木市居宅介護事業所連絡会(スマイルサポート)、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団七沢自立支援ホーム、厚木市民生委員児童委員協議会(睦合北地区民児協会会長)、相談支援事業所連絡会(相談支援事業所すぎな)、厚木市地域包括支援センター(荻野地域包括支援センター)、特別支援学校(えびな支援学校)、公共職業安定所、県央地域就労援助センター 障害者職業・生活支援センター、厚木保健福祉事務所、厚木市社会福祉協議会、厚木市教育委員会、厚木市障がい福祉課、事務局：厚木市障がい福祉課、厚木市障がい者基幹相談支センター
1 開会	事務局 資料確認
2. 議題	<p>(1) 厚木市障がい者福祉計画(第6期)(資料)</p> <p>厚木市障福祉課より</p> <p>資料の第5章障害福祉サービス量等見込みということで、本日は、第6期計画に関わる障がい福祉サービス量等の見込みについて説明させていただく。この第5章の内容が、障害福祉計画・障害児福祉計画を定めることになる。</p> <p>そもそもこの計画は、厚木市障害者福祉計画を定めているが、その計画の中にサービス量の目標、見込みを含む障害福祉計画と障害児福祉計画を含む計画になっている。</p> <p>1 計画の策定に当たって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの基盤設定に関わるものを定める。 ・令和3～5年度の障害福祉計画の変更にあたって盛り込みたいもの。 ・障がい福祉サービスを提供する体制を計画的に確保。 <p>基本的には、国も都道府県も市町村も国の基本指針に沿って定めていくが、それぞれの市町村の地域課題に沿って行っていく。障害福祉計画の策定期限の3年ごとに改正される。</p> <p>(1) 国の基本指針の主な改正ポイントにア～ケがあり、こういうことを重要視して、各都道府県及び市町村は、障害福祉計画・障害児福祉計画を策定していく指針が出されている。国の基本指針を受けて、(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画定める事項はそれぞれ法律に明記されてア～ウがある。この内容を国の基本指針に基づき第5章に入れ込んでいく。</p> <p>2 計画の方針</p> <p>(1)～(4)は、第5期の計画を踏襲したものである。現在、市内においても法律に定められた障害福祉サービスが全てあるわけではない。サービスがないから作るべきだという話も当然出てくると思うが、大事なことは、現在のお住まいの障がい者のニーズに対してこれだけサービスが足りていないから、そこを重点的に整備していこうと言う視点が大事だと考えてい</p>

る。

3 成果目標

障がい者の地域生活を支援するための、サービス基盤整備にかかる成果目標である。厚木市においても障がいのある方が安心して地域生活を送るために私たちは、何をすべきかという目標がある。その目標を達成するためにどんなサービスをどんな方針で行っていくのかという話である。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

第6期の数値目標はまだ検討中であるが、基本は、令和元年度末の施設入所者数168人である。地域生活に移行する方を見込み、新たな施設入所をする方を見込みそのトータル数と削減数を出すためには、現状を踏まえてしっかり行わないと目標が達成できない状況になってしまう。目標を達成するために何ができるのかしっかり3年間考えていく。

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

今年度から、居住支援プロジェクトで精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを構築するためにどうすればいいのかという協議を開始していく。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

今年度、改めて地域生活支援拠点プロジェクトを立ち上げる。重要なのは、市内障害福祉サービス事業所の意識の高まりと実際の行動になる。そここのところをどうやって引き出していかか考えて実践していきたい。

意見交換

- ・地域移行が進まない要因は何か。本人の意思やご家族の意向もあると思うがどんな状況か。どんな風に進めていくのか。(厚木市手をつなぐ育成会)
- ⇒ご本人の意向と家族の意向が大事であるが、施設に入っている方が、在宅に戻るだけの環境が整っていないのが、一番の原因である。例えば障がい特性上、店に入り、食べ物を食べたりとか、実際あったのが、お店に止めてある車にいたずらをして、地域か苦情が出て、その苦情に対して家族が疲弊してしまう。そういう現状に対して、誰がどういう役割を果たして連携していけば地域移行が進むのかと考えていかないと進んでいかないと思うのでしっかりと考えていきたい。
- ・施設から在宅に戻るのは、なかなかハードルが高いかと思う。グループホームも日中支援型とかできている。地域の理解をどうやって広めていくのかということもある。(厚木市手をつなぐ育成会)
- ⇒日中支援型グループホームは、グループホームに在籍しながら、その場で日中活動ができるグループホームである。これも国の考えでは、地域移行という位置づけをしている。在宅だけが選択肢ではない。ご本人ご家族の意向を優先した時に、どうすればいいのかという視点を忘れてはいけないので、あらゆる視点を持って考えていきたい。
- ・入所者の地域移行のところで、平成元年度の入所者が168人だったが、なぜ、プラス9になってしまったか。その変を考えて評価していかなければいけない。市としてどう考えているのか。(厚木市自閉症児者親の会)
- ⇒考え方としては、在宅グループホームで支えられる環境整備が進んでいないのが原因だと思う。さらに言えば、短期を繋げて使ったり、待っていたり、する入所者もいるという現状である。9以上の数字が潜在的にあると思うので、何が足りないのか、関係者も含めて考えていかないといけない。
- ・厚木市に1件ある日中支援型のグループホームが県外からの入居者で既に一杯である。厚木市としてもっと市内に推奨しようと思って動くのか、それとも通常のグループホーム型の入

居に近い型で増やして行くのか、市の方針として、各法人にもっとグループホームを増やしてくださいと動きながら、日中支援型のグループホームを増やしていくのか、その辺で目標値の数値も変わってくるのかと思う。女性の夜間の当直の方が少なく、女性のグループホームが広がらないのが現状である。そこをどうカバーしていくのかという問題もある。細かい数字は難しいと思うが、入居者を増やすためには、バード面を増やすところを市としてもっていいのか。(厚木市自閉症児者親の会)

⇒今、グループホームが市内で18事業所ある。3年前と比べて5事業所増えている。ただ、中身については、日中活動支援型が1で、あとは、通常のグループホームである。5事業所増えても重度の方に対応できるグループホームでなければ、地域移行が進まないのであれば、重度の方を受け入れることができる専門性の高いグループホームの建設には、市で補助していくべきではないかと考えている。重心、発達障害、医療的ケアの必要な方を受け入れてくれるグループホームを建設してくれる法人があれば、そこに補助していくような考え方をしなければならぬと考えている。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者の一般就労移行者数は、令和元年度は、県で現在集計中である。集計終了は9月頃になる。第5期では、令和2年度の成果目標は25人と見込んでいたが、新型コロナウイルスによる感染拡大により、経済全体が冷え込んできて、雇用が抑制されてしまうと障害者就労にも影響がでる可能性がある。実績は、このあとの展開で変わるのかと思う。時間が進んである程度、見込みが見えてきたら、ここの表記を変えたいと思う。

令和元年度の実績が出た時点で、その数字に1.7倍以上をかけて、令和5年度の目標値にして、その方々が就労定着支援事業所を7割以上の方が利用することを施策に盛り込んでいく。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、厚木市は出来ていない。令和5年度末までに医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネート機能を有する支援体制を構築するという考え方にしている。国とどう違うかという、コーディネーターの配置というのは、例えば1人配置、2人配置と人に役割を与えて配置するという考え方にした場合、医療的ケアに関する事例がすべてその方に集中してしまうと、パンクしてしまうという事が、実際横浜で起きている。人を配置するのではなくて、機関に機能をつけて、関係機関と連携しながら対応していく考え方で考えている。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

資料参照

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

資料参照

意見交換

・(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築のところ厚木市のセルフプランの扱が多いので、セルフプランの率を下げて欲しいと思っている。セルフプランにすると、放課後等デイサービスや児童発達デイサービスなどを利用したい保護者が、ここにも行かせたい、あそこにも行かせたいと申請をする。本当に本人に必要なのか、第三者の見極めがないなかで使うのは、危険だと思っている。市内の放課後等デイサービスの中には、全てとは言わないが、療育の支援が弱すぎる場所がある。本市の考え方と、セルフプランのパーセンテージを下げる努力を入れていただきたい。(厚木市自閉症児者親の会)

⇒本市でもセルフプランの高さは課題の一つである。児童のセルフプランの率は、県内で

もワースト3に入ってしまったので、それに対して何をしていくのか具体的に考えていかななくてはならないと思っている。

(6) 相談支援体制の充実・強化等のところの本市の考え方とところで、障がい者相談支援センターの増設と相談員の増員で対応していきたい。センターを受けている事業所には、可能な限り障がい児の指定を取っていただく働きかけを行っている。現在センターのうちの一ヶ所が児童の指定を取っている。他の事業所が協力していただければ、本年度中には障害児の相談支援事業所が増えることになると思う。また、専門的な機関のバックアップ体制、連携を取る段取りをつけている。まめの木の職員が新たな障がい児支援の相談支援事業所の相談支援専門員が、相談にあたる時に、同席する仕組みとまめの木にいる障がい児相談支援アドバイザーが同席することで、スキルアップを図りながら、件数を増やすというようなことを考えている。

- ・相談支援の充実のところ、児童はほぼほぼセルフが多い。それによって不利益を被ってしまうご家庭があるのは事実である。ただし、数を増やしたら質が伴うかというバランスが難しい。児童に関しては、ここ10年放課後等デイサービスが増えてきている。学校のスクールバスを走らせていても、2、3人しか乗っていなかったりする。他の子供たちは、放課後等デイサービスの送迎車に乗って、時間を過ごしている。保護者の方が自分で調べたり、ロコミ等で事業所の色がついてしまったりする。可能であれば、地域の資源を利用するときに、助言をもらい、資源の引き出しとして相談支援の方と繋がっていくことは、非常に大事であるところ2、3年強く感じている。(特別支援学校(えびな支援学校))
 - ・(5) 障害児支援の提供体制の整備等で、厚木市は、国の指針を割と満たしているなど思った。実際に保護者と本人と関わっているとズレがあり、満たされていないという思いがあがってくる。医療的ケア児は、超マイノリティである。ニーズ感が一人一人オーダーメイドなので、『断られてしまい通えません。』という子がたくさんいて、地域に対して、心に蓋をしてしまう傾向がある。それを解消するには、地域で繋がる相談員だったり、ここに書かれてあるコーディネーターの方だったり、困ったらこの人に相談したら良いとなれると意義はあるのかと思う。医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に頑張ってもらいたい。(特別支援学校(えびな支援学校))
- ⇒ 放課後等デイサービスの使い方が変になっているなどというところと療育が弱いというところで、そもそも療育とは何だろうと考える機会、保護者の方も一緒に考えて行かないといけない。うちの子の特性と事業所の方針がマッチするからここにしようという保護者の意向を気付かせる取組みをしていかななくてはいけないと考えている。その端的な取組みとしては、今、まめの木の利用者の保護者の方には、まめの木の方で保護者勉強会を開催している。今年度から、ひよこ園で保護者の方に勉強会をすると聞いている。これを広げていく必要がある。療育の大切さを、私たちと事業者と保護者が一体的になって考えていく必要がある。
- ・ヘルパー事業所として関わっているが、受入れ側にも問題がある。一人に対して、ヘルパー事業所が4、5カ所関わっている。相談、学校、放デイ、リハビリといろいろな方が関わっているが、気づき部分の共有ができておらず、方向性が変わってきてしまう。セルフプランの方は、自分の思いは伝えてくるが、事業所間での目標の統一感があまりできていない。計画が入っていても、情報の共有がされていないと、本人やご家族に対して、言っていることや受け取られ方が違ってトラブルになるということがある。そうなると色がつけられて、いい色がつけられたところは残る。悪い色がつけられたところは捨てられていく。それが市内で出回っていくと事業所に連絡が来なくなるという悪循環になると考えるところである。受ける側の教育ということも見直していく必要がある。介護保険と違っ

て障がいの方は、社会的な役割を持たないと苦しくなってくるので、自分の方にも責任があると知ってもらう機会があると良い。(厚木市居宅介護事業所連絡会(スマイルサポート))
⇒ 複数の事業所を利用している方の調整に関しては、誰もコントロールしてくれないと事業所が疲弊してしまうと以前から伺っている。何とかしなければならぬと承知している。セルフの弊害が強くなってしまっている。計画相談が入ったら、事業所が困らないように調整する相談支援専門員の共通認識を持つ。相談だけが、頑張ればいいわけではない。事業所も協力していただいて上手く連携することが利用者の一番の利益に繋がるという共通認識を持って行っていきたい。今いただいたご意見は、(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築のウに取り入れたい。

4 障害福祉サービス・障害児支援の見込量(活動指標)

(2) 第5期障害福祉計画の実績

ここには、平成30年度と令和元年度の実績が載っているが、令和2年度については、現在であるため、お示しすることができない。一覧表で見ると、一番多く使われているのは、生活介護で、月373人の方が6,684日利用している。平成30年度～令和元年度についても横ばいで非常に多く利用してもらっている。就労継続支援B型についても多く利用している。平成30年度の実績だと月366人の方が5,723日利用している。平成30年度～令和元年度の伸び率に関しても107%である。まだまだニーズが高い。

訪問系のサービスについては、一番多いのは、居宅介護サービスで月239人の方が5,110時間利用している。約1割程度利用実績が伸びている。次に重度訪問介護は、月18人の方が3,595時間利用している。重度の人は、常時介護が必要な方で身体介護や家事援助を総合的に利用する必要がある。こちらも一年間の利用推移をみると約1割程度利用実績が伸びている。

障害児通所支援の利用実績であるが、ここは、児童発達と放課後等デイサービスが圧倒的に多く、放課後等デイサービスが月439人の方が4,445日利用している。こちらも多く利用しているサービスであるが、伸び率に関しては、放課後等デイサービスは、7%ほど落ちているので、分析しなければわからない状況である。

(3) 障害福祉サービス

ア 日中活動系サービス

市内のサービス事業所が3年間でどのような動きをしたのか。

生活介護の事業所は、17事業所あり、1事業所増えている。自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)は、1事業所で、3年前から変わりはない。就労移行事業所は、6事業所あり1事業所増えている。就労継続支援A型は、現在3事業所である。3年前から2事業所減ってしまった。就労継続支援B型は、現在19事業所で3年前から3事業所増えた。就労定着支援事業所は、現在4事業所で平成30年のからのサービスなので、+4となっている。療養介護事業所は、現在1事業所で3年前と変わりはない。短期入所事業所は、現在15事業所で3年前から2事業所増えている。

第5期(実績2018年度～2020年度)と第6期(見込み2021年度～2023年度)については、概ね、横ばいになっていくものが多いが、就労系について注目してみると、就労移行支援については、2割ぐらい増えていくのではないかと見込まれている。就労継続支援A型に関しては、事業所が減ってしまったので、利用については伸びないかと思うが、ニーズはあるはずなので、一般就労はできないが、就労継続支援B型の作業では物足りない方には、A型の必要性があるので、A型ができれば、利用日数も伸びていくと思う。就労継続支援B型についても、高いニーズがあるので、伸びていくのではないかと考えられる。就労定着支援に関しては、国の7割の目標があるので、就労定着支援を働きかけて

ば伸びていくのではないかと思われる。

イ 訪問系サービス

居宅介護は、3年前と比べて7事業所増えている。重度訪問介護は、35事業所で3年前と比べて5事業所増えている。同行援護は、6事業所で3事業所減っている。行動援護は、4事業所で2事業所増えている。重度障害者等包括支援は、市内だけでなく、県内でもこのサービスを行える事業所がないので、ニーズや理由を調べる必要がある。

第5期（実績2018年度～2020年度）と第5期（見込み2021年度～2023年度）については、居宅介護については、2018年度からみたときに、少しずつ減っている。そのまま行くと減少してしまうのではないかと思うが、その代わりに、重度訪問介護が増えているので、そちらのニーズが上がっているのだとすれば、重度訪問介護の見込みを増やして行く必要があると考えている。行動援護については、ニーズは高いと承知しているので、事業所開設に向けて市として動く必要がある。事業所開設をした時には、利用時時間が増えていくと推定している。

意見交換

- ・厚木市社会福祉協議会では、同行援護の事業所として開設しているが、厚木市内を見ると3ということで事業所が少なくなっている。実績の方をみていくと年々増えているところで、厚木市社会福祉協議会にもかなり依頼がある状況である。ヘルパーの高齢化やコロナの影響もあり、外出を控える方もいる。今後の情勢がどうなるかわからないが、ヘルパーの確保が非常に難しく依頼をお断りすることも出て来ている。今後厚木市としては、事業所を増やしていくのか、今ある事業所のフォローアップをするのか、厚木市の考えを伺いたい。（厚木市社会福祉協議会）

⇒現行の事業としても人材確保という視点から取組むことが先決だと思っている。事業所の開設になると誰が事業所を開設するのかということからなる。それよりは、既存の事業所の人材確保に向けて何ができるのか、今あるメニューだけで足りるのか、足りなければ何が必要かということを実際の事業所の方たちと話し合っていかなければいけないと考えている。

- ・新型コロナウイルスの感染拡大で、通所している就労継続支援B型の受注作業がなくなってしまっている。作業がないので、レクリエーションのことが多く、新しい受注作業を開拓しようとスタッフが考えているが、現状として変化がないのか、県央地域就労援助センターに伺いたい。（厚木市自閉症児者親の会）

⇒当センターでは、一般就労している方で、今すぐ退職者が増えているということではないが、一度勤め先の仕事が回っておらず、退職になりそうになったところで、緊急事態宣言になった。緊急事態宣言が明けたので本人の就労が持ち直したということはあった。一般の就労が継続できないことが今後出てくるのかと思う。就労継続支援B型の受注の方だが、製造元がストップし、減ってきているところなので、なかなか作業の確保が難しい現状がある。事業所の中で、利用者のボーナスを出すのが難しいと苦慮されているところがある。共同受注など独自で考えているところもあるが、今まで契約しているところの仕事が戻ってきたときに、共同受注した仕事を受けられるのか。受けただけで内容的に行える事業所があるのかなど企業との繋がりが悪くなってしまわないかなど、いろいろな課題がある。どうやって仕事を確保していったらいいのか、コロナの進み具合もあって、見通しがたたないところがある。（県央地域就労援助センター）

ウ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）は、市内に18事業所あり、5事業所増えた。施設入所支援については、9事業所のままである。自立生活援助は、平成30年度から併設されたサ

ービスであるが、今のところまだ、開設がない状況である。

これから、グループホームが増えていくにあたり、市も明確な方針を出していかなければいけない。地域移行を進めるのであれば、専門性が高い支援のできるグループホームに対して補助を出していかないと増えていかないだろうと考えているところである。地域移行でもう一つ自立生活援助という事業が大事ある。例えば、精神障がいにも対応した地域包括ケアも組み入れていくのだとすれば、長期入院患者が地域移行したときに、このサービスを利用して、見守りを受けるということも十分に想定される。そういうシステムがあるのに、このサービスがないのだとすると上手く回らなくなるので、市では積極的に開設を促していくと認識している。

グループホームは、ニーズの高いところなので、施策を充実させるために令和5年度の実績が高くなっている。施設入所の数値も横倍できているが、そのまま数値で載せて良いのか、考えさせて欲しい。自立生活援助も必要性があるなら、開設も促して、見込みに反映させていかななくてはならない。

エ 相談支援サービス

計画相談支援は、15事業あり、3年前から4事業所増えた。地域移行支援と地域定着支援は、3年前と同じ、3事業所ずつである。

実績と見込みだが、計画相談は、2018年度の実績が月に109人である。2020年度の見込みが月175人と月5人位増えてきている形で相談支援専門員のおかげで、実績がここまで上がってきて、感謝している。これから、対応できる事業所の増設、増員を見込んで、利用実績を伸ばしていきたい。地域移行支援、地域定着支援は、なかなか利用が伸びないサービスであり、こちらも、精神障がい者に対応した地域包括ケアに組み込むための自立生活援助と同様必要なサービスである。こちらがなかなか伸びないのは、なぜか考えないと利用数が伸びていかないので、本年度から設置した居住支援プロジェクトで検討をしていきたいと考えている。

(4) 障害児支援

児童発達支援は、現在22事業で8事業所増えている。医療型児童発達支援は、ないので、こちらは3年前と変わらない状況である。放課後等デイサービスは、現在30事業所で5事業所増えている。保育所等訪問支援は、4事業所で1事業所増えている。居宅訪問型児童発達支援は、市内にない状況である。障害児相談支援は、7事業所で3事業所増えた。

実績と見込みであるが、特に目をひくのが、児童発達支援でこれからも伸びていくだろうなというところと放課後等デイサービスは、平成30年度～令和元年度で少し落ち込んできているが、こちらも利用が伸びていくだろうなと見込んでいる。障害児相談支援は、今までの利用実績の数値を書き込んでいるが、先程3事業所増えたのは、今年の4月1日からの話であるので、今年度の見込みも増えるし、センターで児童の指定を取っていただく考えがあるので、それを踏まえると令和5年度末はもっと伸びると考えている。

3 その他

- ・今回は、全体を通して、福祉サービスの量の話だったと思うが、福祉サービスの話になると、精神障がいは、なかなか利用できる人がいない。家族会の中においても、就労継続支援B型を利用している人は、少しはいるが、障害特性のせい、人と会うのは難しく、引きこもっている。グループホームも難しく、短期入所も嫌がってダメとか。親が365日息つく暇もなくみていなければならない。なぜ、平等にサービスを利用できないのか。なぜ参加率が低いのか。(精神保健福祉促進会フレッシュ厚木)

⇒ 障がい福祉課において、精神障がいの方の相談は、相談そのものが目的であるのかな

と感じている。不安になった時に話せる場所がある。行ける場所があるというのが非常に重要なのかなと考えている。そういった意味では、相談支援センターの増設、相談支援専門員の増員というのは、精神障がいの方のお役に立てるかなあと思う。そこから始めて、将来の生活のビジョンを描いたときに、伴走的に相談支援ができる人がまずは必要ではなのかなと思う。いきなりを使うのは、合わないと思うので、一緒に歩いていける。話を聞いてくれる人がまずいることが大事だと言うふうに考えている。

※ 8月23日 10:30から 厚木市保健福祉センター6階ホールにて厚木市障がい者福祉計画（第6期）の意見交換会を開催する。関係団体に通知をするが、市のホームページでもアップするので多くの方のご参加をお願いしたい。コロナ対策に気を付けながら、参加の皆様も体調をみてご参加いただきたい。

※

議長（森屋）⇒司会（事務局：基幹相談支援センター長）

4 閉会

挨拶 副会長

以上